

海外転出される方へ

平成31年4月1日現在

海外へ転出する場合は転出証明書は発行されません。 転出届をしたことの証明が必要な場合には、「届出書記載事項証明書」を発行（1通300円）いたしますので、必要とされる方はお申し出ください。

項目	手続きおよび必要となるもの	担当窓口	連絡先
<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カード 住民基本台帳カード 通知カード の返納 （お持ちの方のみ）	個人番号カード、住民基本台帳カード、通知カードは使用できなくなります。 （個人番号カード、通知カードについては帰国後再発行ができます。） <ul style="list-style-type: none"> ■ 窓口に来る方の運転免許証などの本人確認資料 ■ 個人番号カード、住民基本台帳カード、通知カード ■ 委任状（代理人による届出の場合） 	2階3番	戸籍課 登録担当 Tel866-8335
印鑑登録	転出予定日をもって印鑑登録は自動的に抹消されますので、印鑑登録証ははさみ等で切って処分してください。 （転出届の提出後、転出予定日前日までに印鑑証明書が必要になる場合は、印鑑登録証とパスポートをご持参ください。）		
電子証明書	海外転出の届出により、電子証明書は自動的に失効します。		
国民健康保険	転出の届けが必要となります。横浜市国民健康保険証を返却していただきます。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 国民健康保険証 ■ 転出届の写し ■ 印鑑 	2階7番	保険年金課 保険係 Tel866-8449
介護保険	転出の届けが必要となります。介護保険被保険証を返却していただきます。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 介護保険証 ■ 印鑑 		
後期高齢者医療	転出の届けが必要となります。後期高齢者医療被保険証を返却していただきます。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 後期高齢者医療被保険者証 ■ 印鑑 		
小児医療証 ひとり親家庭等医療 重度障害者医療証	転出の届けが必要となります。医療証を返却していただきます。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 該当する医療証 ■ 印鑑 	2階6番	保険年金課 保険係 Tel866-8450
国民年金	国民年金に加入している方は届けが必要となります。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 国民年金手帳 	2階5番	保険年金課 年金係 Tel866-8441
児童手当	転出の届けが必要となります。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 印鑑 ※単身で海外へ転出される場合は、請求者交代の手続きが必要となります。	2階8番	こども家庭支援課 Tel866-8466
原付バイク （125cc以下）	廃車等の手続きが必要となります。 <ul style="list-style-type: none"> ■ ナンバープレート ■ 標識交付証明書 ■ 印鑑 	7階71番	税務課 軽自動車税担当 Tel866-8358
市税	納税管理人の届出 海外転出される方の市県民税、固定資産税等の納税を管理していただく方を届け出てください。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 納税義務者と納税管理人の印鑑 	7階72番 7階73番	税務課 市民税担当 Tel866-8351 税務課 土地担当 Tel866-8361
在外選挙	国政選挙のみ投票ができます（要登録）。 転出予定日までに申請をする必要があります。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 旅券（パスポート）・運転免許証などの本人確認資料 なお、海外に転出後であっても現地の大使館や総領事館などに申請することも可能です。※現地での居住期間の条件あり	9階92番	総務課 統計選挙係 Tel866-8315

【裏面もあります】

【帰国後の転入届について】

必要となるもの

- パスポート *住民登録をする方全員のもの

*以下のものは、本籍地の市区町村に請求してください。

- 戸籍全部・個人証明書（＝戸籍謄抄本）1通 <住民登録する方全員が記載されているもの>
- 戸籍の附票1通 <住民登録する方全員が記載されているもの>

上記以外の手続きで、

- ◆◇小・中学校のお子さまが海外では現地の日本人学校に通学していた場合には、日本人学校から発行された在学証明書をご持参ください。

戸塚区以外に転入される場合は、帰国後の住所地の役場へ 転入届に必要なものをご確認願います。

【小・中学校在学のお子さまが海外転出する際に、海外で使用する教科書の受け取りについて】

- 文部科学省からの依頼を受けている「海外子女教育振興財団」で、小学生、中学生の教科書の配布をおこなっています。
- 手続きに必要な書類や配布時期などがありますので、詳しくは「海外子女教育振興財団」までお問い合わせ願います。

海外子女教育振興財団 03(4330)1349